

企画競争説明書

業務名称： ラオス国炭素中立社会に向けた統合的エネルギー
マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号： 22a00395

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年9月14日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年9月14日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ラオス国炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2022年12月～2025年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kojima.Ryoko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 9月 20日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年 9月 22日 12時
3	質問への回答	2022年 9月 28日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 10月 11日 12時
6	プレゼンテーション	2022年 10月 14日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2022年 10月 21日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作

成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記 4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記 4.（3）日程参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提

出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて提案を
求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただき
たい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱ
として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映す
るため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」
となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者
名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ラオス国炭素中
立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」に係る業務
の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

2015年12月のパリ協定採択後、世界的に低・脱炭素社会実現に向けた取り
組みが本格化している。第26回気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）（2021
年11月に実施）では、気候変動対策を加速化させるため、自国が決定する貢献
（Nationally Determined Contribution: 以下、「NDC」という。）の目標値の大
幅な引き上げの促進や炭素クレジット取引制度構築に向けた議論が行われた。ラ
オスなどの開発途上国を含め、パリ協定のすべての締約国は、世界の平均気温の
上昇を産業革命以前と比較して2度よりはるかに低く抑え、また1.5度未満に抑
えることに向けた最大限の努力をすることが求められており、ラオス国のように
開発途上国でも2050年～今世紀後半での炭素中立（Carbon Neutrality）目標を
宣言する国が増えている。

ラオス政府は、「第9次国家社会経済開発5ヵ年計画（2021～2025）」におい
て、「グリーン成長の推進及び気候変動緩和への対応」として、再生可能エネル
ギーの活用や電気自動車（以下、「EV」という。）の利用促進等を優先事項とし
ている。また、2021年3月に更新されたNDCの条件付き緩和策では2050年ま
でのネットゼロを掲げ、再生可能エネルギーの導入促進とともに、2030年ま
でのEV導入や10%のバイオ燃料の導入を目指している。エネルギーセクターにお
ける温室効果ガス（以下、「GHG」という。）排出量は農業、林業と比べ大きくない
ものの、輸出用の石炭火力発電所と石油を主たる燃料とする運輸交通部門からの
排出量が課題である。

一方、ラオスはクリーンで再生可能な水力資源が豊富であり、2021年の設備容
量10,971MWのうち8割が水力発電（8,924MW）である。このため他のアジア諸国
に比べてエネルギー由来のGHG排出量が少ないことから、環境社会影響に配慮し
た上で既存水力の最大活用や他の再生可能エネルギー資源（太陽光、風力、バイ
オマス等）の活用を通して、近隣国の低・脱炭素に貢献し得る可能性を秘めてい
る。

ラオスではこのクリーンな資源を活用した電源開発が進められ、国策として近隣国への電力輸出が促進されており、国内での発電電力量のうち8割が輸出されている。一方、国内供給用の電力系統では発電設備容量が国内の電力供給に必要な容量と比較し大きく、雨期の電力余剰が顕在化している。対策としては、雨期の国内需要を増やす、国内の電力系統からの輸出量を増やす、雨期の供給量を減らし乾期の供給量を増やすなどが考えられるが、国内需要は2020年に電化率95%を達成していることから、今後の電力需要の動向は、既往産業に加え、未開拓産業の創出が大きく影響する。国内の潜在的な電力需要を探り市場を多様化することでリスク軽減するとともに、クリーンな電力輸出を図りメコン域内の近隣国の低・脱炭素社会へ寄与することが期待されるため、明確な目標を持った政策フレームワークを設定することが必要である。

上記背景により、水力を含む豊富な再生可能エネルギー資源を活用し、炭素中立社会を実現するための長期のエネルギー移行マスタープランを策定することを目的として、ラオス政府は2021年8月に「炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を要請し、2021年12月に日本政府により採択された。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクトの目的

炭素中立社会を実現するための長期のエネルギー移行マスタープランを策定するとともに、関係機関が連携して行動できるよう目標を共有する。

（2）期待される成果

- 1) 21世紀半ばまでの炭素中立シナリオを含む複数のシナリオからなる、長期のエネルギー移行マスタープランが策定される。
- 2) 政策、組織体制、投資案件に関する提言を行い、マスタープランの実行を促進するとともに、近隣国の脱炭素化への貢献可能性が検討される。

（3）対象地域：ラオス全土（周辺国の調査を含む）

（4）関係官庁・機関

主管官庁：

エネルギー鉱業省（Ministry of Energy and Mines：以下「MEM」という。）

エネルギー政策・計画局（Department of Energy Policy and Planning：以下「DEPP」という。）

エネルギー効率・推進局（Department of Energy Efficiency and Promotion：以下、「DEEP」という。）

関係機関：

首相官邸（Prime Minister's Office：以下、「PMO」という。）

公共事業・運輸省 (Ministry of Public Works and Transport : 以下、「MPWT」という。)

投資計画省 (Ministry of Planning and Investment : 以下「MPI」という。)

天然資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment : 以下、「MONRE」という。)

財務省 (Ministry of Finance : 以下、「MOF」という。)

産業商業省 (Ministry of Industry and Commerce: 以下、「MOIC」という。)

ラオス電力公社 (Electricité Du Laos : 以下、「EDL」という。)

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) ラオス国電力系統マスタープラン策定プロジェクト (2020年2月)
- 2) 東南アジア地域メコン河流域における環境社会に配慮したダム運用に係る情報収集・確認調査 (2022年3月)
- 3) ラオス国電力政策アドバイザー業務 (2020年9月～2023年3月)
- 4) ラオス国グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト (2021年2月～2024年1月)
- 5) ラオス国電力公社経営マネジメント改善プロジェクト (2021年9月～2024年3月)
- 6) ラオス国持続可能な都市交通システム能力向上プロジェクト (2018年12月～2023年2月)

第4条 業務の目的

本業務は、ラオス国炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクトに関し、2022年8月25日に当機構とラオス MEM との間で署名された基本合意文書 (Record of Discussions、以下「R/D」) に基づく業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成するものである。

第5条 業務の範囲

本業務は、R/Dに基づき実施されるものであり、「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 炭素中立社会に向けたエネルギー移行計画

エネルギー移行シナリオを検討する際は、パリ協定における低・脱炭素化の目標やラオス等途上国の位置付けを踏まえつつ、ベンチマークとなるような国・地域のエネルギー移行計画や長期炭素中戦略等を参考に、基本的な方向性を検討する。シナリオの比較検討に当たっては、安定供給、経済性、環境、安全等の観点からエネルギー移行に関する基本的な視点を可能な限り定量的に分析する。また、エネルギー・気候変動に関する各種国際機関や政府組織等が発表している、技術革新や価格変動見通し等をレビューし、ラオスの脈絡において適用すべき条件を関係者間で協議の上設定する。その上で、短・中・長期的な観点から長所短所を包括的に評価する。NDCの条件付き緩和策では2050年までのネットゼロを掲げていることから、2050年までの計画とし、本プロジェクトの成果が更新版NDC(2025年予定)に反映されるよう留意する。

(2) 実施体制

調査進捗の過程での関係機関間の調整及び進捗管理を行うことを目的として、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) を設置し、MEMの副大臣をChairpersonとする。開催時期については、調査開始時(インセプションレポート協議時)、インテリムレポート協議時、ドラフト・ファイナルレポート協議時を基本とするが、開催時期や議題等の詳細はC/Pと協議のうえ決定する。

また、C/PはDEPP及びDEEPの政策及び計画に関する局員とし、以下の項目ごとにワーキンググループ(以下、「WG」)を作り、プロジェクト活動の中心となる実務レベルのC/Pをリーダーとして配置するよう働きかけるとともに、関連機関の積極的な参加を促すこと。特に、関係機関との調整、連携が重要になることから、同JCCおよびWGを十分活用し、関係機関の協力が得られるよう留意する。

WG	項目	WGメンバー (*Leader)
WG1	エネルギー移行戦略(シナリオ分析) <u>Energy Transition Strategy (Scenario Analysis)</u>	<u>DEPP*</u> , DEEP, MOIC (DOIE, DOIT), EDL, MPWT, MOF
WG2	需要サイド(需要想定、省エネ、電化促進) Demand Side (Demand Forecast and Energy Efficiency and Conservation)	DEPP, <u>DEEP*</u> , MPWT (DOT), MOIC (DOIH), EDL
WG3	電力計画 Power System	<u>DEPP*</u> , DEEP, EDL

(3) 関係者との合意形成

本プロジェクトは、関係省庁が MOIC（石油輸入、産業）、MPWT（運輸交通）、MPI（投資）、MONRE（NDC との整合性）など多岐に亘ることから、実施に向けた関係者の合意形成・調整等を円滑に進めるためには、計画段階からこれら関係者が本プロジェクトでの分析結果や提案を正確に理解することが不可欠である。プロジェクト実施過程を通してラオス政府や他ドナーの関連事業とのコミュニケーションを戦略的に行い、関係者との合意形成を図るよう留意する。特に、EDL については、Feasible な計画（マネジメント、財務、技術の改善を伴う）となるよう、密にコミュニケーションを図ること。

(4) 日本側の実施体制

- ・団員構成：本プロジェクトは、セクター横断的な調査に加え、炭素中立に係る幅広い分野の関係者による協力が必要となる。本件を受注するコンサルタントの業務主任者は、それぞれの WG のリーダーとなる C/P 機関職員および業務従事者を統括するとともに、WG 間の連携、相乗効果を最大限発現するよう留意する。
- ・有識者との連携：WG 毎の調査分析や提言の質を向上させるとともに、妥当性等に対する助言を得ることを目的として、資源エネルギー庁や大学等の有識者によるアドバイザーグループを設置する¹。実質的に有効な助言を得られることを前提に、開催形式については自由度を持たせる。

(5) 他事業との連携

ラオスでは、電力セクターの持続的発展に貢献することを目的に、以下をコンポーネントとする協力プログラムを実施している。本プロジェクトは、ラオス国家電力開発計画（National Power Development Plan 以下、「NPDP」という。）を踏まえてエネルギー移行マスタープランを策定することから、NPDP の更新支援をしている下記①と情報共有や調整を密にすることで相乗効果を図る。また、メコン域内の近隣国との将来的な国際連系を想定しグリッドコードを支援している下記②、電気事業の経営改善支援を行っている下記③もメコン域内の脱炭素貢献戦略に関連することから、情報共有を図りながら本プロジェクトを進める。

- ① エネルギー・電力行政を担う MEM の電力開発政策・計画、制度的・技術的能力強化を図るための「電力政策アドバイザー」（2020 年 9 月～2.5 年間）
- ② システムシステム全体を適切に運用するためのグリッドコードの改善及び系統運用能力の向上を目的とする「グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト」（2021 年 2 月～2024 年 1 月）

¹ 想定されるアドバイザーグループの構成員及び活用方法をプロポーザルで提案してください。

- ③ EDL に対し、適切な企業戦略の構築や経営効率の改善、人材マネジメント・開発能力の強化、財務に関する計画能力強化に必要な支援を行う「電力公社経営マネジメント改善プロジェクト」（2021年9月～2024年3月）

また、都市交通分野ではビエンチャン市の都市交通行政機関職員の交通管理能力及び事業遂行能力の向上を図る「持続可能な都市交通システム能力向上プロジェクト」（2018年12月～2023年2月）を実施している。本プロジェクトは同プロジェクトで改訂支援しているビエンチャン都市交通マスタープランおよびアクションプランを踏まえて実施する。

（6） ドナーとの関係

メコン河流域国において電力セクター開発、再生可能エネルギー導入、電力広域取引等について、アジア開発銀行（ADB）の「Regional Power Trade Coordination Committee（RPTCC）」、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の「Southeast Asia’s Smart Power Program（SPP）」、ニュージーランドの「Renewable Energy Strategy and Roadmap」等の支援を行っている。また、韓国の国際研究機関、Global Green Growth Institute（GGGI）はEVや省エネ等に関する支援を行っている。加えて、世界銀行（WB）はナムグム、セコン、ナムオウ川流域のシミュレーション支援を、Korea International Cooperation Agency（KOICA）はナムグム川流域の水資源管理のマスタープランを策定し水資源管理に係る支援を行っている。

本プロジェクトには、戦略・政策レベルとして制度、組織面の提言も含まれることから、適時上記他ドナーとの情報共有、意見交換を図りつつ進めていくこと。

（7） JUMPP への協力

日米両国は、2019年8月のASEAN関連外相会議に際して、メコン諸国が安全で、負担可能で、信頼できる電力に対する需要を満たし、かつ、地域の電力取引の統合の推進を支援することを目的として、「日米メコン電力パートナーシップ（以下、「JUMPP」という。）を発表した。本プロジェクトは同枠組みの中で重要な協力と位置付けられていることから、必要に応じて現地や第三国セミナー等への参加・発表や関連する資料の分析、助言等が求められる。当機構担当部署およびラオス事務所、在ラオス日本大使館等と協力しながら、第7条の業務を行うこと。

（8） 近隣国への渡航

本プロジェクトでは、エネルギーの域内融通のポテンシャル調査²にあたり、タイ、カンボジア、ベトナムへの渡航を想定しているが、必要に応じてそれ以外の国への渡航も可とする。

² エネルギーの域内流通ポテンシャル調査に関し、渡航先国、実施期間、調査日程、調査内容等について、プロポーザルで提案してください。

- ・タイ：2回、各3日程度
- ・カンボジア：1回、3日程度
- ・ベトナム：1回、3日程度

(9) 本邦研修

本プロジェクトでは、WGメンバーを対象に15名2週間程度の本邦研修を1回計画している。各WGメンバーの結束を固めるため、本プロジェクト1年目に本邦研修の実施を想定している。詳細内容が確定していないため、調査実施中にこれらをC/P機関と協議の上、確定する³。

研修テーマ案：炭素中立・エネルギー移行戦略

研修方法：講義及び視察形式

実施時期、期間：2023年度（第2～3四半期頃）、2週間程度想定

対象機関：WGメンバー（DEPP, DEEP, MOIC, EDL, MPWT, MOF等）

想定人数：15名程度

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2022年4月版) (https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwgg3-att/tra_guide_202204.pdf) を参照のうえ、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

(10) 環境社会影響に配慮した水資源活用

ラオスは、クリーンで再生可能な水力資源が豊富で、他のアジア諸国に比べてエネルギー由来のGHG排出量が少ないことから、水力発電を最大活用することで近隣国の低・脱炭素に貢献し得る可能性を秘めている。他方、メコン河流域の水資源管理については、①水資源の適正利用（水利用、発電ポテンシャルの最大化と環境保全の両立）、②堆砂問題（河岸浸食、海岸浸食、メコンデルタでは塩水俎上による塩害拡大）、③タンパク質危機（メコン河流域ではタンパク源を川魚に依存しているが、ダム開発で漁獲量が減少していくとの予測あり）が指摘されている。影響が大きい流域はメコン川本流と3S（セサン川、スレポック川、セコン川）と言われている。環境社会影響に配慮した水力発電の最大活用を検討する際は、同指摘事項に留意する。

³ 本邦研修計画（テーマ、期間、回数、対象人数、対象機関等）について、プロポーザルで提案してください。

(11) 環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」においてカテゴリCに分類されるが、上記(10)を踏まえ、調査実施にあつては、戦略的環境アセスメント(Strategic Environmental Assessment、以下「SEA」という。)の考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)のPPPレベルの環境アセスメント)を導入することとする。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会配慮項目とその評価方法を明らかにすること)を実施したうえで、複数ある代替案の環境社会側面の影響を含む比較検討を行う。

(12) 気候変動対策

本プロジェクトは、再生可能エネルギーが一層活用され、エネルギー効率の改善、脱炭素・電化促進が進むことにより温室効果ガス排出量削減に貢献することから、気候変動対策(緩和)に資する。

水力発電は気候変動による降水パターンの変化を受けると考えられることから、Climate-FIT(「気候変動対策支援ツールClimate-FIT(適応策)」pp.1~39の「気候リスク評価の実施」及びpp.59~60の「水力発電の気候リスクの概要・考え方」等を参照)等を活用して気候リスク評価を実施し、リスクが特定された場合にはリスクに対する対応(適応オプション)を検討する。

[気候変動対策支援ツール\(JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation\) | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(13) 低・脱炭素への実証事業等との連携

2015年のパリ協定以降、低・脱炭素は開発途上国支援においても最も重要なテーマの一つとなっている。本プロジェクトでは、炭素中立社会を実現するための長期のエネルギー移行マスタープランを策定するが、これと併せて本プロジェクトの効果増大や、提案制度や技術等の社会実装、普及拡大に貢献し得る各種実証事業も積極的に検討する。その際、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の実証事業スキームや二国間クレジット制度(JCM)等への提案など連携可能性を積極的に検討する。

第7条 業務の内容

(1) 事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録 (Minutes of Meetings、以下「M/M」という。) で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

(2) 政策・計画のレビュー

- 1) エネルギーセクター及び他の関連セクターの政策、制度枠組み、開発計画、気候変動対策、環境社会配慮対策等をレビューする。
- 2) 本プロジェクトに関連する他事業の既存マスタープランをレビューする。
- 3) 他ドナーの協力をレビューする。
- 4) 上記を踏まえ、本プロジェクトの前提条件を確認し、課題を整理する。

(3) ラオス及び近隣国のエネルギー需要予測・供給計画のレビュー

- 1) ラオス及び近隣国のエネルギー需給構造を確認し、エネルギー需要予測・供給計画をレビューする。
- 2) 国内の再生可能エネルギー資源（水力、太陽光、風力、バイオマスなど）の可能性を評価するとともに、水力発電所運営の更なる最適化を含む、環境と社会への適切な配慮をした再エネ資源の最大活用を検討する。環境社会影響に配慮した水力発電の最大活用の検討にあたっては、第6条（10）の視点に留意し、メコン川本流および3Sのうちセコン川流域の水力発電所（100MW以上を想定）については、ダム諸元、ダムの運用および堆砂に係る現状（堆砂量、排砂設備等）を調査する⁴。水力発電所／ダムの状況調査については、現地再委託を認める。
- 3) 運輸交通部門、産業部門、民生部門のエネルギー効率と省エネルギーの現状把握のうえ、省エネポテンシャルを調査する。調査にあたり、エネルギー統計データの収集・管理体制を確認する。
- 4) NPDP 及び近隣国の開発計画を踏まえ、エネルギーの域内融通のポテンシャルを調査する。調査にあたっては、第6条（5）のとおり、他事業と連携する。
- 5) 水力発電所の余剰エネルギーを活用するための需要側対策の可能性を調査する。例えば、EV の導入、グリーン水素/アンモニアの製造など。

⁴ ダムの調査に係る対象範囲、調査項目、調査方法について、プロポーザルで提案してください。

(4) 炭素中立に向けたエネルギー移行シナリオの検討

- 1) 上記(3)を踏まえ、エネルギー需要の増加を緩和するためのエネルギー効率と省エネルギー対策を検討する。
- 2) 21世紀半ばの炭素中立に向けた一次エネルギー供給計画を作成する。作成にあたっては、再生可能エネルギー、水素・アンモニア、二酸化炭素の回収・利用・貯留(CCUS)などの技術オプションを考慮する。水素・アンモニアについては、エネルギー貯蔵、エネルギーの輸送方法についても検討する。具体的には、①ラオス国内で製造する場合の、製造、貯蔵、輸送によるサプライチェーンの検討、将来の価格動向を踏まえたコストの積算、②水素・アンモニアの国内需要と近隣国需要の想定、③近隣国の火力発電所用の燃料として供給する場合と、従来どおり送電する場合との経済比較を行う。
- 3) 既存および将来の電力開発計画に、21世紀半ばのラオス国内及び近隣国の炭素中立社会に向けたエネルギー移行マスタープランの反映を提案する。
- 4) 国内需要や域内のエネルギー融通の検討結果を踏まえ、余剰エネルギー(特に雨季の水力発電)の最適活用を検討する。
- 5) 上記を踏まえ、経済性・信頼性を確保した、長期的な炭素中立に向けたエネルギー移行シナリオを複数策定する。

(5) インテリムレポートの作成・説明・協議

上記(2)～(4)の成果の取り纏めとして、エネルギー移行シナリオをインテリムレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明し、協議し、基本的了解を得る。

(6) 複数のシナリオの長所短所の検討

- 1) 経済・財務分析：上記(4)にて策定した複数のシナリオを実施するにあたっての財務的コストと便益の計算・分析、国家財政への影響評価を行う。
- 2) 環境社会配慮：戦略的環境アセスメント(Strategic Environment Assessment, SEA)を行う。具体的には、第6条(11)を踏まえ、スコーピングを実施したうえで、複数ある代替案の環境社会側面の影響を含む比較検討を行う。環境社会配慮/SEAに係る調査については、現地再委託を認める。
- 3) 気候変動対策：シナリオを実行する場合の温室効果ガス(GHG)排出削減量を推計する。また、第6条(12)を踏まえ、気候リスク評価を実施し、リスクが特定された場合にはリスクに対する対応(適応オプション)を検討する。
- 4) 近隣国の脱炭素化に貢献するラオスのクリーンエネルギーポテンシャルを評価する。
- 5) 上記を踏まえ、複数のシナリオの長所短所を整理する。

(7) 最善策の提言

- 1) 上記(6)の複数のシナリオから、ラオスの炭素中立社会に向けたエネルギー移行マスタープランとなる最善策を提言する。
- 2) 同マスタープランを踏まえ、優先度を明らかにする観点から、具体化に向けた緊急性・戦略性の高い計画をエネルギー移行ロードマップとして策定する。
- 3) 優先技術・施策の導入を促進するための政策措置、制度的枠組み、更新版NDCへの取り込み、投資プロジェクト、産業誘致等を提言する。また、今後ラオス側が主体的に同計画を実行していくにあたり、データ収集、関係機関との調整の観点より、ラオス側にて検討すべき事項等があれば、その具体的な改善策についても提言する。
- 4) ロードマップ更新にあたり、実行性を高める観点から、エネルギー統計管理のための戦略及びガイドラインを作成する。
- 5) 他ドナーの動向等を踏まえつつ、国際協力・融資の優先分野を特定し提案する。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

上記(7)までのすべての結果を踏まえ、炭素中立社会に向けた統合的エネルギー移行マスタープランを策定し、ドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめる。同レポートを先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(9) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する機構及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。

(10) 技術移転等

1) 現地セミナー／研修等

第7条(2)～(7)の一連の作業において、第6条(2)のWGと協働し、マスタープランを策定する。その過程で技術移転を行うとともに、必要に応じて現地セミナー／研修等を行う。特に、水素・アンモニア等の将来の脱炭素技術に関する知見共有を図る。

2) 本邦研修

受注者が提案する本業務で実施すべき活動内容、受け入れ先及び時期の案について、内容、時期を固め、本研修の実施に先立ち、内容、日程、受け入れ先との調整、研修員選定等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。詳細については、第6条(9)を参照すること。

(11) ワークショップ、広報等⁵

- ・MEM 関連組織のみならず運輸交通や産業など関連機関に関わるラオス側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、2回程度のワークショップ（インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートの段階）を開催する。
- ・ホームページの開設等による広報活動についても積極的に行う。
- ・本プロジェクトの概要を説明するパワーポイント資料（一枚：和文、英文）をプロジェクト開始時に作成し、進捗に合わせて更新する。

第8条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：第一次現地業務開始時（調査開始後一か月以内を目処）

部数：英文10部（簡易製本）、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) プロGRESSレポート

記載事項：マスタープラン策定の進捗状況

提出時期：2023年6月（調査開始半年後を目処）

電子データ：上記報告書のPDF（英文および和文）

3) インテリムレポート

記載事項：第7条（2）～（4）を取りまとめたもの

提出時期：2024年1月（調査開始1年後を目処）

部数：英文10部（簡易製本）、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

⁵ 広報活動の具体的な案をプロポーザルで提案してください。

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体（マスタープランのドラフト）

提出時期：2024年6月中旬

部数：英文10部（簡易製本）、和文3部（簡易製本）

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（完成版マスタープラン）

提出時期：2025年2月28日

部数：英文10部（製本）、和文3部（製本）

CD-R英文10部、CD-R和文3部

（2）技術協力作成資料等

1) 各種講義資料

記載事項：Off-JT、OJT等で使用した各種講義資料

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：英文2部（CD-R）

（3）その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) 業務完了報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書。最終契約終了時においては、初年度契約の履行期間開始以降最終年度契約の履行期間終了時までの期間を対象とし、下記事項を含む業務完了報告書を提出するものとする。

①最終報告書の概要

③ 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地セミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③研修員受入れ実績
- ④調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤合同調整委員会議事録等
- ⑥その他調査活動実績

提出時期：2025年2月28日

部 数：和文3部（簡易製本）

CD-R和文3部

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷及び電子化（CD-R）の提出が必要な場合の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

プロポーザルにて特に提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項
1	想定されるアドバイザーグループの構成員（省庁、大学関係者等有識者）及び活用方法	第6条 実施方針及び留意事項 (4) 日本側の実施体制
2	第三国出張の実施国、実施期間、日程案、調査内容等	第6条 実施方針及び留意事項 (8) 近隣国への渡航
3	本邦研修のテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関	第6条 実施方針及び留意事項 (9) 本邦研修
4	ダムに係る調査方法、調査項目、対象範囲	第7条 業務の内容 (3) 2)
5	広報活動の実施方法など具体案	第7条 業務の内容 (1) 1)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：エネルギー移行計画に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／エネルギー移行・炭素中立戦略
- エネルギー供給計画
- エネルギー需要想定／省エネ（民生／産業／運輸交通）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 23.10 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／エネルギー移行・炭素中立戦略）】

- ① 類似業務経験の分野：エネルギーマスタープランに係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ラオス国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 エネルギー供給計画】

- ① 類似業務経験の分野：エネルギー供給計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ラオス国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 エネルギー需要想定／省エネ（民生／産業／運輸交通）】

- ① 類似業務経験の分野：エネルギー需要想定及び省エネに係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年12月に契約を締結し、2023年1月に現地渡航しプロジェクト開始とする。2023年6月にプロGRESSレポート、2024年1月にインテリムレポート、2024年6月を目途にドラフト・ファイナルレポートを提出し、2025年2月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 70人月（現地：37.70人月、国内32.30人月）

うち、本邦研修・招へいにかかる人月は国内1.0人月

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/エネルギー移行・炭素中立戦略（2号）
- ② エネルギー供給計画（3号）
- ③ エネルギー需要想定／省エネ（民生／産業／運輸交通）（3号）
- ④ 水力発電計画／ダム運用
- ⑤ 電力系統計画
- ⑥ シナリオ分析
- ⑦ 経済財務分析
- ⑧ 環境社会配慮
- ⑨ 気候変動
- ⑩ 投資促進／ビジネスモデル

3) 渡航回数を目途 全50回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮／SEA
- 水力発電所／ダム の状況調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 全世界エネルギートランジション／脱炭素化促進に係る基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート（2022年8月）

2) 公開資料

- 東南アジア地域メコン河流域における環境社会に配慮したダム運用に係る情報収集・確認調査（2022年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12335295.pdf>
- ラオス国電力システムマスタープラン策定プロジェクト ファイナルレポート（2020年2月）：[JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#)
- ラオス人民民主共和国 三輪電気自動車を活用した低公害型公共交通システムの普及・実証事業 業務完了報告書（2016年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029294.html>
- ラオスパイロットプログラム(LPP) (持続可能な都市づくり促進のための低公害型交通システム制度支援)最終報告書（2014年2月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12182960.pdf>
- ラオス国低公害型公共交通システム導入に向けた情報収集・確認調査最終報告書（2012年10月）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12086070_01.pdf
- ラオス国 エネルギーセクター情報収集・確認調査ファイナルレポート(要約)（2012年8月）：
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12087896.pdf>
- ラオス国 グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1904791_1_s.pdf
- 持続可能な都市交通システム能力向上プロジェクト 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1801863_1_s.pdf
- 事業事前評価表
<https://www.jica.go.jp/press/2022/glkrjk0000005r49-att/JizenJP.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンタパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	（事業開始時に要確認。見積には含めない。）
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wifi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAラオス事務所、在ラオス日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地渡航の際には、JICAラオス事務所と常時連絡が取れる体制を整える。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されるため、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置（<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）を入手すること。現時点（2021.5.26改訂版）では、シェンクワン県及びフアパン県の一部の地域は事務所長承認が必要で、サイソンブン県は渡航禁止となっている。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報（<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>）と併せて確認する。また、当該業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別紙3「プレゼンテーション実施要領」により業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、実施要領を参照してください。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）
- 6) その他（以下に記載の経費）
 - ・本邦研修に係る経費（業務従事者の報酬（国内1人月）を含む）
 - ・現地及び第三国セミナー開催費（第2章第6条（7）及び第7条（10）の現地及び第三国セミナー並びに第7条（11）のワークショップに係る参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費）
 - ・環境社会配慮／SEA（現地再委託経費）
 - ・水力発電所／ダム の状況調査（現地再委託経費）

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

（4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒ビエンチャン（タイ国際航空）

東京⇒ホーチミン⇒ビエンチャン（ベトナム航空）

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

1) 特になし

別紙2：プロポーザル評価配点表

別紙3：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/エネルギー移行・炭素中立戦略</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/○○○○</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>エネルギー供給計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>エネルギー需要想定/省エネ(民生/産業/運輸交通)</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	—	

ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	4

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 第1章4.（3）日程参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上